

答弁書第四八号

内閣参質一六五第四八号

平成十八年十二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員福島みずほ君提出タウンミーティング調査委員会調査報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出タウンミーティング調査委員会調査報告書に関する質問に対する答弁書  
一について

御指摘の「やらせ発言」がどのようなものを指すのか明らかでないが、内閣府のタウンミーティング調査委員会が本年十二月十三日に公表した調査報告書（以下「報告書」という。）では、百七十四回のタウンミーティングのうち百五回のタウンミーティング（以下「対象タウンミーティング」という。）において、発言内容の依頼を伴わない発言の依頼を行った事実が確認されたとしている。

対象タウンミーティングのうち、発言内容の依頼を受けることなく発言の依頼を受けた者が司会者から氏名、肩書等を紹介された上での発言を行ったのは、計八十一回の計二百八十二人であり、その会場は、第一回（鹿児島県鹿児島市）、第二回（青森県青森市）、第三回（岩手県滝沢村）、第四回（熊本県熊本市）、第五回（北海道虻田町）、第六回（神奈川県横浜市）、第七回（北海道札幌市）、第八回（埼玉県与野市）、第九回（高知県土佐山田町）、第十回（徳島県徳島市）、第十一回（愛知県名古屋市）、第十二回（奈良県橿原市）、第十三回（三重県津市）、第十四回（岐阜県大垣市）、第十五回（群馬県前橋市）、第十八回（栃木県宇都宮市）、第十九回（石川県金沢市）、第二十回（岡山県岡山市）、第二十一

回（福井県福井市）、第二十二回（兵庫県神戸市）、第二十三回（宮城県仙台市）、第二十四回（長崎県福江市）、第二十五回（福島県会津若松市）、第二十六回（佐賀県東予賀町）、第二十七回（山口県山口市）、第二十八回（広島県広島市）、第二十九回（山梨県甲府市）、第三十回（滋賀県栗東市）、第三十一回（長野県長野市）、第三十二回（京都府京都市）、第三十三回（秋田県秋田市）、第三十四回（鳥取県国府町）、第三十五回（島根県松江市）、第三十六回（山形県山形市）、第三十七回（福岡県福岡市）、第三十八回（富山県富山市）、第三十九回（大分県別府市）、第四十回（新潟県長岡市）、第四十一回（宮崎県清武町）、第四十二回（香川県琴平町）、第四十三回（和歌山県和歌山市）、第四十四回（愛媛県松山市）、第四十五回（大阪府大阪市）、第四十六回（千葉県千葉市）、第四十七回（沖縄県那覇市）、第四十八回（茨城県水戸市）、第四十九回（静岡県静岡市）、第五十回（東京都千代田区）、第五十一回（東京都港区）、第五十二回（東京都葛飾区）、第五十三回（大阪府守口市）、第五十四回（福岡県北九州市）、第五十五回（兵庫県南淡町）、第五十六回（愛知県名古屋市）、第五十七回（山口県宇部市）、第五十八回（東京都千代田区）、第五十九回（栃木県足利市）、第六十回（北海道札幌市）、第六十一回（長野県松本市）、第六十二回（青森県弘前市）、第六十四回（新潟県新潟市）、第六十六回（兵庫県尼崎

市)、第七十三回(京都府京都市)、第七十五回(神奈川県横須賀市)、第七十六回(静岡県静岡市)、第七十七回(宮城県仙台市)、第八十四回(富山県黒部市)、第九十七回(群馬県前橋市)、第九十八回(兵庫県柏原町)、第一百一回(東京都千代田区)、第一百二回(岩手県遠野市)、第一百三回(静岡県浜松市)、第一百四回(栃木県宇都宮市)、第一百五回(香川県土庄町)、第一百六回(北海道函館市)、第一百八回(三重県津市)、第一百九回(岡山県倉敷市)、第一百十回(長崎県長崎市)、第一百十一回(京都府京丹後市)、第一百四十三回(東京都八王子市)及び第一百六十七回(東京都千代田区)である。

また、発言内容の依頼を受けることなく発言の依頼を受けた者が司会者からの紹介のない一般の参加者と同じ取扱いによる発言を行ったのは、計二十七回の計八十三人であり、その会場及び人数の内訳は、第六十七回(京都府京都市)で二人、第七十四回(岡山県岡山市)で五人、第八十二回(大阪府堺市)で四人、第九十三回(東京都豊島区)で三人、第九十九回(東京都千代田区)で三人、第一百二回で四人、第一百五回で一人、第九回で三人、第十回で一人、第二十一回で四人、第三十回(東京都千代田区)で一人、第四十一回(鹿児島県鹿児島市)で五人、第四十四回(埼玉県秩父市)で一人、第四十七回(京都府京都市)で四人、第四十九回(大分県別府市)で一人、第五十三回(大阪府東大阪市)で四

人、第百五十五回（宮崎県宮崎市）で一人、第百五十六回（東京都江東区）で四人、第百六十二回（北海道札幌市）で四人、第百六十三回（宮城県仙台市）で四人、第百六十四回（福岡県福岡市）で二人、第百六十五回（北海道札幌市）で五人、第百六十六回（滋賀県大津市）で三人、第百六十九回（大阪府大阪市）で二人、第百七十一回（愛知県名古屋市）で三人、第百七十二回（北海道稚内市）で五人及び第百七十三回（青森県八戸市）で四人である。このほか、第百十一回（愛媛県松山市）及び第百十四回（青森県青森市）では、発言の依頼を行ったが実際に発言を行った者はいなかった。

発言の依頼を受けた者の氏名、職業及び実際に発言した内容については、当該者の個人情報保護の観点等から、お答えすることは適当ではないと考える。

## 二及び三について

一について述べた発言の依頼に関与した部署は、発言内容の依頼を受けることなく発言の依頼を受けた者が司会者からの紹介のない一般の参加者と同じ取扱いによる発言を行った場合には、文部科学省において、第六十七回が研究振興局研究環境・産業連携課（内閣府大臣官房タウンミーティング担当室（以下「担当室」という。））と打合せ等を行った上で、発言の依頼に関与したもの）、第百十一回が大臣官房

教育改革官室であり、内閣府においては、第九十三回、第九十回、第一百十四回、第二百二十一回、第三百十回、第四百四十四回、第四百四十七回、第四百四十九回、第五百五十三回、第六百六十二回、第六百六十三回、第六百六十四回、第六百六十五回、第六百六十六回、第六百六十九回、第七百七十一回、第七百七十二回及び第七百七十三回が担当室、第六十七回及び第四百四十四回が政策統括官（経済社会システム担当）（担当室と打合せ等を行った上で、又は同室からの依頼を受けて、発言の依頼に關与したもの）、第五百五十六回が政策統括官（科学技術政策担当）（担当室と打合せ等を行った上で、発言の依頼に關与したもの）、第六十三回が政策統括官（防災担当）（担当室からの依頼を受けて、発言の依頼に關与したもの）である。また、発言内容の依頼を受けることなく発言の依頼を受けた者が司会者から氏名、肩書等を紹介された上での発言を行った場合には、内閣府においては第五十五回及び第七十七回が担当室であるが、この外については、事実関係について十分把握しておらず、お答えすることは困難である。

これらの発言の依頼については、担当者個人としてではなく、それぞれの部署として判断し、実施し、又は關与したものであることから、担当者の氏名を明らかにすることは、適当ではないと考える。また、個別の発言の依頼についてそれぞれの部署においてどの幹部までが事前に把握し、指示し、又は了承して

いたのかについては、事実関係について十分把握しておらず、お答えすることは困難である。

#### 四について

報告書においては、発言内容の依頼を伴わない発言の依頼について、司会者による紹介の後に発言をする場合には、事前に発言を依頼した事実は聴衆の目からも明らかであるものの、運営の透明性及び適正性を確保するよう留意することが必要であること、一般の参加者と同じ取扱いで発言をする場合には、呼び水として口火を切る者を選定しておく必要があるときのやり方としても、取り分け発言の機会を得たいと望んでいた参加者にとっては、不公平かつ不透明な運営であるとの批判を免れないことを指摘しているところである。

既に内閣総理大臣等が大臣等給与を自主的に国庫に返納することとしたほか、内閣府、文部科学省等においては関係職員の処分等を行ったところであるが、今後、政府としては、報告書の指摘を真摯に受け止め、国民から信頼される真の対話の場として、新たな運営手法を早急に確立し、再スタートを期してまいりたい。